

議案第46号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目					
調整方針	<p>1 農業集落排水処理施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用1㎡につき203円」を加える。 また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。</p> <p>2 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。 また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。</p>					<p>4 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。</p> <p>5 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。</p> <p>6 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。</p>	
現 況							調整理由・課題
1 下水道(農業集落排水事業)							<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水事業については、良好な住環境の維持と自然環境の保全の面から現行のとおり新市に引継ぐものとする。</li> <li>受益者負担金については、受益者との既契約事項であることから現行のとおりとし、使用料については、相違はあるものの格差は少ないので、住民への影響に配慮し、平成16年度に料金改正をした渋川市の例によるものとし、その用途区分に「臨時用」を加えることとする。</li> <li>なお、水洗便所改造資金貸付制度等については、制度的に有利な渋川市の無利子の貸付制度に統一するものとする。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の事業計画地区は赤城村の1村であるが、住民要望等を考慮し、処理区域の統合や合併浄化槽等との比較検討をし、効率的に事業推進に取り組む必要がある。</li> <li>建設計画も含め農業集落排水施設が20施設になり、これら施設の維持管理体制及び運転経費、また、各施設で発生する汚泥の処分等の検討が必要である。</li> </ul>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)事業地区概要 【H15.4.1現在】	<p>建設完了地区 事業地区名 ・祖母島処理区</p> <p>計画処理対象人口 650人</p> <p>計画処理能力 1,755㎡/日</p> <p>計画処理区域面積 50 ha</p> <p>処理区域世帯 157世帯</p> <p>処理区域人口 575人</p> <p>水洗便所設置済世帯数 134世帯</p> <p>水洗便所設置済人口 437人</p> <p>水洗化率 85%</p>	該当なし	該当なし	<p>建設完了地区 事業地区名 ・子持地区 ・上中郷地区 ・下中郷地区 ・北牧地区 ・浅田地区</p> <p>計画処理対象人口 11,390人</p> <p>計画処理能力 3,075.3㎡/日</p> <p>計画処理区域面積 345.7 ha</p> <p>処理区域世帯 2,296世帯</p> <p>処理区域人口 7,917人</p>	<p>建設完了地区 事業地区名 ・樽地区 ・津久田地区 ・勝保沢地区 ・棚下地区 ・溝呂木地区</p> <p>計画処理対象人口 8,810人</p> <p>計画処理能力 2,379㎡/日</p> <p>建設計画地区 事業地区名 ・横野中央地区 2,560人 認可済(施工中)</p> <p>・深山・長井小川田地区 1,600人</p> <p>・持柏木地区 560人 ・宮田地区 620人 ・狩野々地区 400人</p>	<p>建設完了地区 事業地区名 ・真壁地区 ・小室第1地区 ・上箱田地区 ・下小室地区</p> <p>計画処理対象人口 7,420人</p> <p>計画処理能力 2,449㎡/日</p> <p>計画処理区域面積 209ha</p> <p>処理区域世帯 1,712世帯</p> <p>処理区域人口 6,396人</p> <p>水洗便所設置済世帯数 1,309世帯</p> <p>水洗便所設置済人口 4,879人</p> <p>水洗化率 76.3%</p>	
(2)分担金	<p>渋川市農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する条例</p> <p>・処理区 1戸当たりの分担金 祖母島の一部 290,000円</p>	該当なし	該当なし	<p>子持村営農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例</p> <p>・処理区 1戸当たりの分担金[賦課年度]</p> <p>吹屋・白井地区 186,209円[H.2]</p> <p>上中郷地区 281,590円[H.4]</p> <p>下中郷地区 281,590円[H.4]</p> <p>浅田地区 340,741円[H.8]</p> <p>北牧地区 298,443円[H.8]</p>	<p>赤城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 赤城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>・地区名 新規加入分担の額(公共ます1口につき)</p> <p>樽地区 409,500円 津久田地区 273,000円 勝保沢地区 367,500円 棚下地区 409,500円 溝呂木地区 (施工中につき未定)</p>	<p>北橋村営農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例</p> <p>・地区名 新規加入分担の額(公共ます1口につき)</p> <p>真壁地区 160,000円 小室第1地区 173,000円 上箱田地区 180,000円 下小室地区 180,000円</p> <p>北橋村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>・工事完了後における新規加入分担金 公共ます1口につき 270,000円</p>	

議案第46号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(3)使用料 【H16.4.1現在】	<p>渋川市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>基本使用料(1ヶ月につき) 8㎡まで 660円 超過使用料(1㎡につき) 8㎡を超え40㎡まで 105円 40㎡を超え100㎡まで 118円 101㎡以上 131円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,970円/月</p>	該当なし	該当なし	<p>子持村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>基本使用料(月当たり) 10㎡まで 900円 従 量料金(1㎡につき) 11㎡以上40㎡以下 100円 40㎡以上100㎡以下 110円 100㎡以上 120円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,900円/月</p>	<p>赤城村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>&lt;一般用&gt; 基本料金(2ヶ月) 2,100円 従量料金(1㎡につき) 1㎡~60㎡ 63円 61㎡~200㎡ 78円 201㎡~ 94円</p> <p>&lt;共用給水装置&gt; 基本料金(2ヶ月) 1,575円 従量料金 1㎡につき 63円</p> <p>&lt;臨時用&gt; 従量料金 1㎡につき 157円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,940円/月</p>	<p>北橋村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>&lt;一般用&gt; 基本料金(2ヶ月) 2,100円 従量料金(1㎡につき) 1㎡~60㎡ 63円 61㎡~200㎡ 78円 201㎡~ 94円</p> <p>&lt;共用給水装置&gt; 基本料金(2ヶ月) 1,575円 従量料金 1㎡につき 63円</p> <p>&lt;臨時用&gt; 従量料金 1㎡につき 157円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,940円/月</p>	
(4)水洗便所 改造資金貸付 制度等	<p>水洗便所改造資金貸付条例(貸付額) 第5条 資金の貸付額は、当該工事1件につき480,000円の範囲以内とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>赤城村宅内排水設備融資利子補給金要綱(利子補給金の限度) 第3条 融資を受けた融資金額の100万円を限度 供用開始から3年以内に接続 3% 4年から6年以内に接続 2% (利子補給金の期間) 第4条 融資を受けた日から3年間とする。</p>	該当なし	

議案第46号参考資料(その3)

澁川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14	農林水産関係事業の取扱い		関係項目			
現					況			調整理由・課題
2 農業振興計画等								
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	<p>2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農振整備計画は、優良農用地の確保、保全と地域における農業振興を推進するため農振法第8条の規定により新市において新たに策定する。基本構想及びマスタープランについては、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者の育成に関する基本方針及び育成目標、女性農業者の育成・参画、担い手への農用地の利用集積、年間活動計画及び事業導入計画等を策定するものとし、森林整備計画については、地域の実情に即した森林整備を推進するため具体的な森林施策等を明らかにするため森林法第10条の5の規定により市町村森林整備計画をたてることとされている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランや各地域における農業特性、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等考慮し、県の農振地域指定との整合性を図らなければならない。</li> <li>基本構想及びマスタープランについては、各市町村の地域特性があるが新市における目標を設定しなければならない。</li> </ul> <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興対策等については、基本構想を達成するため農業委員を核に認定農業者、担い手への農用地の利用集積や作業委託を促進し利用権設定を推進するため積極的に活用すべきであるが、各市町村において奨励金の交付基準に差異があり、また、単独の補助制度を取り入れている村もあるため調整が必要であり、農業経営改善支援センターについては、農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲ある農業者に対し、相談、支援活動を実施する窓口として設置する必要がある。なお、旧市町村の組織は支部組織として継続させる方向で調整する。(次ページへ続く)</li> </ul>	
(1) 農業振興地域整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年10月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和49年6月13日</li> <li>農業振興地域内農地 794.35ha</li> <li>農用地区域 690.95ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年10月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和49年4月8日</li> <li>農業振興地域内農地 1,054.72ha</li> <li>農用地区域 104.87ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年11月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和47年9月22日</li> <li>農業振興地域内農地 1,563ha</li> <li>農用地区域 194ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和48年7月26日</li> <li>計画認定年月日 昭和49年5月27日</li> <li>農業振興地域内農地 1,058.60ha</li> <li>農用地区域 788.68ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和45年9月25日</li> <li>計画認定年月日 昭和46年12月27日</li> <li>農業振興地域内農地 6,551ha</li> <li>農用地区域 1,534ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年10月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和47年9月22日</li> <li>農業振興地域内農地 988.40ha</li> <li>農用地区域 860.42ha</li> </ul>		
(2) 農業経営基盤の強化促進に関する基本構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年2月28日</li> <li>変更年月日 平成12年12月25日</li> <li>営農類型 12経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 30%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 900万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年5月19日</li> <li>営農類型 7経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 10%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 730万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年3月</li> <li>営農類型 15経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 60%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 740万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年5月19日</li> <li>営農類型 13経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 44%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 750万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 1,800~2,000時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年4月3日</li> <li>営農類型 11経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 45%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 700万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>		
(3) 地域農業マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年4月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年4月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年6月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年5月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年4月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>		
3 農業振興対策								
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1) 農地流動化地域総合推進事業(農地銀行活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業(農地銀行活動)</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> <li>事業費60,000円</li> <li>補助金30,000円(1/2補助)</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業(農地銀行活動)</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> <li>事業費100,000円</li> <li>補助金50,000円(1/2補助)</li> </ul>		
(2) 認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>澁川市認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>借り手 県1/2 市1/2</li> <li>貸し手 市2/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>小野上村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>奨励金の上限(10a当たり)</li> <li>借り手 県1/2 村1/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子持村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸し手 県1/2 村1/2</li> <li>新規 再設定 期間</li> <li>3~5 5,000 3,000 3,000</li> <li>6~9 15,000 6,000 6,000</li> <li>10~ 20,000 12,000 8,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> <li>一定要件を満たした者に貸し出した農地所有者(貸し手)に交付</li> <li>*新規・再設定は通年借地村単独</li> <li>要件 経営耕地面積 2.07ha以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤城村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>借り手 県1/2村1/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> <li>連担化加算あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北橋村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>借り手 県1/2村1/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> <li>連担化加算あり</li> </ul>		

議案第46号参考資料(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				
現				況				調整理由・課題
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
	・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 ha以上		連担化加算あり ・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 0.81ha以上		・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 2.4ha以上	・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 1.6ha以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者協議会支援は、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策や研修会等の開催を支援するため、新市一体で取り組めるよう調整する。</li> <li>遊休農地対策については、農業従事者の減少及び高齢化、兼業農家の増加、農産物価格の低迷等で遊休農用地及び耕作放棄地が増大しているため防止対策が求められており、市民農園事業については、市民のリクリエーション等健康的でゆとりある生活を確保するとともに遊休農地解消対策にもなるため新市においても現行のとおりとする。</li> </ul>	
(3)農業経営改善支援センター活動	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、認定までの指導等	なし	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、認定までの指導等	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、認定までの指導等	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、認定志向農業者に対する説明会の開催等認定農業者の認定までの指導等	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、認定までの指導等		
<b>4 担い手対策</b>								<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新市の農業委員の人数によっては、農地流動化推進員が必要になる。</li> <li>農業経営改善支援センターを本庁、各支所及びJA等全地区に設置することが望ましい。</li> <li>認定農業者協議会が設置されていない町村もあり、また、統合した場合に支部組織を設けるか検討が必要である。</li> <li>遊休農地の解消については農地流動化事業、利用集積事業等の活用及び農業委員会とも連携し、対策を講じる必要がある。</li> </ul>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)認定農業者協議会支援事業【H16.4.1現在】	認定農業者協議会支援事業 ・内容 認定農業者協議会運営費補助 定額補助 ・支出先 協議会 ・認定農業者数 30人	なし ・認定農業者数 人	なし ・認定農業者数 1人	認定農業者協議会支援事業 ・内容 認定農業者協議会運営費補助 定額補助 ・支出先 協議会 ・認定農業者数 62人	なし ・認定農業者数 70人	認定農業者協議会支援事業 ・内容 認定農業者協議会運営費補助 定額補助 ・支出先 協議会 ・認定農業者数 35人		
<b>5 遊休農地対策</b>								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)遊休農地対策	【市単独】 遊休農園畑地化助成事業 内容：桑園の抜根・土改剤補助 補助率：25,000円/10a 支出先：農協	なし	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容：施設整備 補助率：県1/3 村1/4 交付先：生産組織	【村単独】 子持村農地流動化助成金 ・内容：借り手に支給 農業者 認定農業者 3~5 3,000 5,000 6~ 6,000 10,000 貸借期間終了後助成	ガンバル農地再生特別対策事業 補助率：県1/3 村1/6 内容：施設整備 (パイプハウス等) 支出先：営農集団・農協	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容：施設整備 県1/3 村1/4 交付先：生産組織		
(2)市民農園事業	市民農園事業 内容 遊休農地の活用と農業への理解 面積 9,910㎡ 区画数 188区画 1区画 30㎡ 使用料 2,500円	該当なし	該当なし	該当なし	ふれあい農園事業 内容 遊休農地の活用と農業への理解 面積 7,092㎡ 区画数 90区画 1区画 50㎡ 受講料 2,000円	ふれあい農園事業 内容 遊休農地の活用と農業への理解 面積 4,326㎡ 区画数 55区画 1区画 50㎡ 受講料 3,000円		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目					
現況							調整理由・課題		
6 水田農業経営確立対策事業									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	<p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水田農業経営確立対策事業については、H16年度から水田農業構造改革対策事業に制度が変更され生産調整方式、計画策定及び助成制度等、新市において調整することとする。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域水田農業ビジョンの策定、水田農業推進協議会の統一、米生産目標数量の配分方法及び協議会構成員等について検討が必要である。</li> <li>市町村単独の水田農業確立対策事業についても、新制度のもとで目標達成が可能になるよう検討しなければならない。</li> </ul>		
(1) 景観形成作物推進	群馬の水田農業推進事業「景観形成作物推進」 ・内容：作付 12000円/10a 支出先：農協	群馬の水田農業推進事業「景観形成作物推進」 ・内容：種子、肥料の配布希望農家へ	なし	なし	群馬の水田農業推進事業「景観形成作物推進」 ・内容：作付 12000円/10a 支出先：農協 6000円	なし			
(2) 飼料用稲作付推進	群馬の水田農業推進事業「飼料用稲作付拡大」 内容：作付40000円/10a 支出先：営農集団・酪農家	なし	なし	なし	なし	なし			
(3) とも補償推進事業	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 市農家拠出の1/4 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 町農家拠出の3/5 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県 800円 村 1,100円 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 村農家拠出の1/4 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 村県助成残額2/3 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県800円村残額の2/3/10a ・支出先：農協(個人)			
(4) 水田農業確立対策(市町村単独)	【市単独補助】 水田農業確立対策集落推進事業 ・補助率：支部推進均等割5000円+ 転作面積割500円/10a 団地化推進 団地転作5000円/10a 支出先：農協(支部・個人)	なし	なし	なし	【村単独補助】 水田農業確立対策集落奨励金交付事業 ・補助率：村単、戸当たり200円。 ・その他農事支部の減反目標面積が達成された支部は、戸当たり600円加算及び一律20,000円平等割支給 ・支出先：農事支部	【村単独補助】 転作目標達成組合報償費 ・補助率：定額500,000円 農事支部(29支部) ・一律10,000円と達成地区については、面積割り按分補助 ・生産調整目標達成者 1㎡当たり10円、集団転作実施者には加算1㎡当たり10円			
7 農業近代化資金等利子補給									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	<p>5【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業近代化資金助成法に基づき実施されている利子補給制度であり、利子補給率に差異があるため2.0%と有利である渋川市外2村の利子補給制度に統一し、スーパーL資金利子補給については、認定農業者が認定計画に従い農業経営の改善が円滑に行われるよう必要な資金の利子補給制度で、農業経営基盤強化促進法に基づき実施しているが、利子補給率に差異があるため0.4%と有利である渋川市及び子持村の利子補給制度に統一する。</li> </ul>		
(1) 農業近代化資金等利子補給事業	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率2%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	なし	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率2%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率2%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率1.5%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率1.5%以内 ・支出先 農協他(貸付機関)			
(2) 認定農業者育成資金利子補給	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 市0.4%	なし	なし	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 村：0.4%	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 県0.63% 村0.20%	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 県0.63% 村0.20%			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題				
現				況								
8 農業基盤整備事業												
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村						
(1)農地費関係事業負担金	なし 群馬用水土地改良事業 ・受益面積 294ha なし なし なし	なし なし なし なし	なし なし なし なし	なし 群馬用水土地改良事業 ・受益面積 540ha なし なし	赤城西麓土地改良事業 ・受益面積 800ha 群馬用水土地改良事業 ・受益面積 132.1ha なし 県営持柏木地区担い手育成 成型畑地帯総合整備事業 ・受益面積 88.6ha 県営横野地区農村活性化 住環境整備事業 ・受益面積 186ha	赤城西麓土地改良事業 ・受益面積 94ha 群馬用水土地改良事業 ・受益面積 449ha 県営富士見・北橋土地改 良事業 ・受益面積 64ha なし なし	<p>6【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業基盤整備事業等については、農地費関係負担金は土地改良事業完了地区及び事業継続地区の負担金等であり、土地改良事業等の継続事業においても、補助率及び受益者分担金はすでに決定しているため現行のとおりとし、新規事業については事業採択時に新市において調整する。</li> <li>また、園芸振興対策事業については、基本構想における各種園芸類型においても園芸作物を組み込んだ複合経営になっており、地域農業マスタープランに即した渋川地区の地域特性を活かした振興対策が必要であり、畜産振興事業については、環境保全機能の維持向上をめざした生産基盤及び防疫体制の強化を図る必要がある、林業振興事業については、林業経営の安定化を図り、木材生産、椎茸や山菜等林産物の生産基盤の整備、人工林の間伐、有害鳥獣駆除及び森林病虫害防除対策や林道網整備等の推進が必要であるが、各市町村の事業に対する施策が異なるため、調整が必要となる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村ごとに複数の生産対策事業があるが、品質の向上を図り、生産物の特産化及びブランド化を推進していく必要がある。</li> <li>糞尿処理、家畜環境保全及び防疫体制を充実させ生産体制を強化する必要がある。また、行政だけでなく、JAとの連携も重要である。</li> <li>有害鳥獣駆除対策については市町村主体と猟友会主体などがあり、また、被害がカラス、猪、鹿等様々であるため対応の検討が必要である。</li> <li>松くい虫防除対策における樹種転換事業においては、面積が広大になり対応しきれないため、地域指定等の検討が必要である。</li> </ul>					
(2)団体営土地改良事業	団体営基盤整備促進事業 ・五輪平地区 内容：ほ場整備 事業主体：土地改良区 補助率：国 50% 県 25% 市 18.5% 幹線農道：市 25% ・行幸田北部地区 内容：ほ場整備 事業主体：土地改良区 補助率：国 50% 県 25% 市 18.5% 幹線道路：市 25%	なし	なし	なし	なし	なし						
(3)小規模土地改良事業	小規模土地改良事業 ・内容：農道整備・かんがい排水工事 ・事業主体：市 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道整備・かんがい排水工事 ・事業主体：町 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道・ほ場整備、用水路 ・事業主体：村30～70% ・14年度 かんがい排水 17,000,000円 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道・かんがい排水工事費等補助 ・事業主体：村 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道工事費 ・事業主体：村 ・補助率：県45% ・内容：畑かん施設導入事業費補助金 ・交付先：農協(132,000円) ・補助率：県40% 村10%	小規模土地改良事業 ・内容：農道整備・かんがい排水工事 ・事業主体：村 ・補助率：県40～45%						
(4)農道整備事業	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：県70% 村30% ・交付先：県	なし	県営ふるさと農道緊急整備事業(県営東・小野上線) ・内容：農道整備 県70% 村30% ・交付先：県 農村総合整備事業 ・農道整備 57,900,000円 ・補助率：国50%県20%	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：村30% ・交付先：県 県営三角農免農道整備事業 ・内容：農道整備 ・補助率：国50% 県2/6 村1/6+事務費50%	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：県70% 村30% ・交付先：県 19,650,000円	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：県70% 村30% ・交付先：県						
	認定路線 延長 路線 m	認定路線 延長 1 路線 233 m	認定路線 延長 路線 m	認定路線 延長 路線 m	認定路線 延長 6 路線 1,867 m	認定路線 延長 路線 m						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-14	農林水産関係事業の取扱い			関係項目		
現況							調整理由・課題
<b>9 園芸振興対策事業</b>							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)野菜生産対策事業	「ぐんまの野菜2001」生産対策事業 ・内容：機械施設整備 ・補助率：県1/3 市1/10 ・支出先：営農集団	なし	「色あざやかな群馬の花」ステップアップ事業 ・内容：機械整備 ・補助率：県1/3 村1/10 ・支払先：生産者組合	蚕糸園芸振興事業 ・内容：生産施設及び集出荷機械整備等 ・補助率：県1/3 村なし ・支出先：営農集団	「ぐんまの野菜2001」生産対策事業 ・内容：機械施設整備等 ・補助率：県補助1/3 村は県費補助金の1/2	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容 ・補助率：県1/3 村1/4 ・支出先：生産組織	
(2)果樹等生産対策事業	おいしい「ぐんまの果樹」産地基盤強化事業 ・内容：施設整備(予冷库) ・補助率：県1/3市1/10 ・支出先：営農集団	なし	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容：苗木購入・施設 ・支出先：生産者組合	新規作物導入推進事業 ・内容：茶苗、果樹苗購入補助 ・補助率：1/3 ・交付先：子持村茶生産組合、子持村フルーツ生産組合	おいしい「ぐんまの果樹」産地基盤強化事業 ・内容：施設整備(防鳥ネット等) ・補助率：県1/3 村は県の1/2 ・支出先：営農集団	おいしい「ぐんまの果樹」産地基盤強化事業 ・内容：施設整備(果樹棚他) ・補助率：県1/3 村1/4 ・支出先：営農集団 生産組織	
(3)花卉生産対策事業	なし	なし	なし	【村単独事業】 蔬菜園芸優良種苗導入事業 ・内容：花卉優良種苗導入事業 ・補助金：定額	花壇苗導入助成事業 ・内容：景観対策として、花苗の導入事業 ・補助金：県1/7 村6/7	「色あざやかな群馬の花」ブランド化推進対策事業 ・内容：施設整備事業 ・補助率：県1/3 村1/4 ・支払先：花卉園芸組合他	
(4)その他対策事業	なし	なし	なし	【村単独事業】 蔬菜園芸優良種苗導入事業 ・内容：園芸優良種苗導入事業(いちご) ・補助金：定額	園芸特産物ブランド産地強化対策事業 ・内容：推進事業 ・補助率：県1/2 村なし ・支出先：農協	【村単独事業】 畑作振興対策事業 ブロッコリー等4品目対象 ・補助率：定額 ・支出先：生産者協議会	
	なし	なし	なし	茶生産振興事業 ・内容：茶苗購入補助 ・補助率：2/3 (県1/3, 村1/3) ・交付先：子持村茶生産組合	群馬のおもしろ特産物生産対策事業 ・内容：機械施設整備 ・補助率：県1/3 村 県の1/2 ・支出先：営農集団	なし	
	なし	なし	なし	なし	軟化野菜振興事業 ・内容：優良品種導入補助 定額補助 ・支出先：農協 ・補助率：村単1/3以内	なし	
<b>10 畜産振興事業</b>							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)家畜衛生事業	なし	なし	家畜伝染病予防事業 ・内容：アガネ病・ブルセラ 結核・ヨネ病 ・支払先：自衛防疫協議会	家畜伝染病予防事業【村単独】(定額) ・支出先：運営協議会 ・補助率：JA養豚部子持支部	赤城家畜診療所運営事業 ・内容：診療所運営費補助 定額補助 ・支出先：運営協議会 ・補助率：村、農業共済連 JA 定額補助 オーエスキー病防疫事業 ・内容：予防注射補助 定額補助 ・支出先：自衛防疫協議会 ・補助率：村単、24円/頭 牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給金【村単独】 ・融資見込額×0.012 ・支出先：畜産農家	家畜防疫補助【村単独】 村1/3 ・支出先：畜産家 家畜防疫互助基金造成等支援事業【村単独】 ・農家拠出金 村1/2 ・支出先：養豚組合 牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給【村単独】 ・融資見込額×0.012 ・支出先：畜産農家	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い			関係項目		調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(2)酪農ヘルパ事業	<p>【市単独】酪農ヘルパ - 制度利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：ヘルパ - 利用補助</li> <li>補助率：1/3</li> <li>支出先：酪農振興協議会（個人）</li> </ul>	なし	なし	<p>畜産ヘルパ - 活用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：実績支払い</li> <li>支出先：酪農部（個人）</li> </ul>	なし	なし	
(3)家畜導入事業	<p>【市単独】優良家畜導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：肉牛・乳牛豚の導入費補助 1/4（上限あり）</li> <li>支出先：農協（個人）</li> </ul> <p>【市単独】BSE対策経営支援事業（優良牛導入対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：肉牛・乳牛・豚の導入費補助 1/4（上限あり）</li> <li>支出先：農協（個人）</li> </ul>	なし	なし	なし	<p>優良乳牛導入事業</p> <p>【村単独】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：優良乳牛導入補助</li> <li>補助率：1/3</li> <li>支出先：農協（組合）</li> </ul> <p>ぐんまの養豚生産体制確立整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：優良種豚導入</li> <li>補助率：県定額（導入価格の1/6以内）</li> <li>村県費補助金同額</li> <li>支出先：農協</li> </ul>	<p>優良肉用牛肥育素牛導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率：県10%村10%</li> <li>支出先：肥育農家</li> </ul>	
(4)畜産環境保全対策事業	<p>【市単独】家畜ふん尿処理施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：リース事業リース料一部補助（3年間）市30%</li> <li>支出先：農協（個人）</li> </ul> <p>【市単独】畜産環境対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：脱臭剤等薬剤購入費補助 1/3</li> <li>支出先：農協（個人）</li> </ul> <p>【市単独】畜産振興関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：殺虫剤の現物支給</li> </ul>	なし	なし	なし	<p>生産振興総合対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：家畜尿処理施設</li> <li>内容：国1/2県1/6村1/10</li> <li>支出先：環境保全組合（2組合）</li> </ul>	<p>家畜尿処理施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：国1/2県1/6村1/10</li> <li>支出先：環境保全組合</li> <li>畜産有機質資源確立対策事業</li> <li>内容：家畜糞尿処理施設設置費補助 県1/3村1/4</li> <li>支出先：利用組合</li> </ul>	
(5)畜産振興助成事業	なし	なし	なし	<p>放牧事業【村単独】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：放牧費助成定額補助</li> <li>補助率：村単、定額</li> <li>支出先：酪農部</li> </ul>	<p>畜産振興協議会活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：協議会運営補助定額補助</li> <li>補助率：村単、定額</li> <li>支出先：協議会</li> </ul>	<p>地域肉豚生産安定基金</p> <p>【村単独】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農家拠出金 村1/2</li> <li>支出先：養豚組合</li> <li>畜産振興奨励補助金</li> <li>【村単独】定額補助</li> <li>支出先：畜産組合</li> <li>養豚生産基盤強化支援事業</li> <li>県14%村19.3%</li> <li>支出先：養豚組合</li> </ul>	



渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-14	農林水産関係事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現				況				
1.1 森林整備計画								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)市町村森林整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年3月29日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 1,918ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 695ha</li> <li>森林と人との共生林 160ha</li> <li>資源の循環利用林 185ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年3月29日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 1,774 ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 1,201ha</li> <li>森林と人との共生林 498ha</li> <li>資源の循環利用林 ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年4月1日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 2,203ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 2,203ha</li> <li>森林と人との共生林 ha</li> <li>資源の循環利用林 ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年4月1日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 2,209ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 1,228ha</li> <li>森林と人との共生林 256ha</li> <li>資源の循環利用林 129ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年3月29日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 4,431ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 2,726ha</li> <li>森林と人との共生林 193ha</li> <li>資源の循環利用林 345ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年4月1日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 224ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 43ha</li> <li>森林と人との共生林 132ha</li> <li>資源の循環利用林 49ha</li> </ul> </li> </ul>		
1.2 林業振興事業								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)間伐促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 市2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合 (730,400円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 県5/10・町2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 村2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 村2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	なし	なし		
(2)有害鳥獣駆除対策補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：銃器駆除補助 県1/2 市1/5 (14年度まで補助 15年度から市事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：罟・銃器駆除補助 県1/2 町1/2 定額</li> <li>交付先：猟友会</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：銃器駆除補助</li> <li>交付先：鳥獣被害団体</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：電柵設置(鹿用) 県1/2 村1/2</li> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：随時対応するため年間定額村単独補助</li> <li>交付先：北橋村猟友会</li> </ul>		
(3)森林整備担い手対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 市1/5</li> <li>交付先：団体</li> <li>森林整備地域活動支援交付金事業</li> <li>内容：森林整備の推進 国1/2 県1/4 市1/4</li> <li>交付先：団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 町1/10</li> <li>交付先：団体</li> <li>森林整備地域活動支援交付金事業</li> <li>内容：森林整備の推進 国1/2 県1/4 町1/4</li> <li>交付先：団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 村1/10</li> <li>交付先：団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 村1/5</li> <li>交付先：林業組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 村1/5</li> <li>交付先：団体</li> <li>補助率：県、村(林業退職金、共済掛金の一部補助)</li> </ul>	なし		
(4)林道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 市1/5</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：市(地元)</li> <li>補助率：県1/2 (償還助成あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 町1/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：町</li> <li>補助率：県1/2 (償還助成あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 村1/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 村1/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：村</li> <li>補助率：県1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：村</li> <li>補助率：県1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：村</li> <li>補助率：県1/2</li> </ul>		
	認定路線 11 路線 延長 17,735 m	認定路線 11 路線 延長 13,516 m	認定路線 12 路線 延長 30,434 m	認定路線 12 路線 延長 20,249 m	認定路線 20 路線 延長 45,717 m	認定路線 4 路線 延長 6,202 m		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村		
(5)きのこ等普及事業	きのこ・山菜の里整備事業 ・内容：機械施設費補助 県1/2 市1/10 ・交付先：椎茸生産部	なし	椎茸等栽培近代化促進事業 ・要綱：なし ・補助金：事業費の20%	きのこ振興対策事業補助金 ・内容：ほだ場ほだ木コンクール品評会開催等の一部補助 ・交付先：子持村しいたけ組合	きのこ・山菜の里整備事業 ・内容：機械施設費補助 県1/2 村1/10 ・交付先：椎茸組合	きのこ・山菜の里整備事業 ・内容：菌床用棚他 県1/2 村1/10 ・交付先：椎茸組合 【村単事業】しいたけ増産対策事業 ・内容：種駒補助 村 定額 ・交付先：椎茸組合 【県単事業】群馬のきのこ消費地交流事業 ・補助率：県100%		
(6)森林病虫害等防除対策事業	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：市(委託) 森林組合 ・負担割合：命令 県10/10 奨励 県3/4 県単 県2/3 予防 県1/2 ・補助率：樹種転換 2/10 (樹種転換森林組合補助)	森林病虫害等防除事業 ・内容：伐倒駆除 ・補助：県2/3 ・事業主体：町(委託)	森林病虫害等防除事業 ・内容：伐倒駆除 ・補助：県2/3 ・事業主体：村(委託)	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：村(委託) ・予防散布 県1/2村1/2 ・伐倒駆除 命令 県10/10	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：村(委託) 森林組合 ・補助率：命令 県10/10 奨励 県3/4 県単 県1/2 予防 県1/2	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：村(委託) ・補助率：命令 県10/10 奨励 県3/4 県単 県2/3 予防 県1/2		
	なし	なし	なし	なし	なし	【村単事業】松くい虫予防散布下草刈り(作業道整備)		

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p><b>【関係法令】</b></p> <p>地方自治法（抜粋）</p> <p>（分担金） 第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その利益の限度において、分担金を徴収することができる。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p> <p>（農業振興地域整備基本方針の作成） 第4条 都道府県知事は、基本方針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。 第2項～第7項省略</p> <p>（市町村の定める農業振興地域整備計画） 第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。 第2項～第4項省略</p> <p>（農業振興地域整備計画の基準） 第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。 第2項～第5項省略</p>	<p>農業経営基盤強化促進法（抜粋）</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（農業経営基盤強化促進基本構想） 第6条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。 第2項～第7項省略</p> <p>（資金の貸付） 第15条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従って行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p> <p>農業近代化資金助成法（抜粋）</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものを行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もって農業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。</p> <p>森林法</p> <p>（この法律の目的） 第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。</p> <p>（市町村森林整備計画） 第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。 第2項～第8項省略</p>		

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目		
現 況		調整理由・課題		
13 先進地事例				
<p>篠山市</p> <p>1 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。 国・県補助事業及び継続事業については、新町において引き続き実施する。 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山市の例による。</p> <p>2 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。 農会長会については、合併時に統合する。 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。</p> <p>3 生産調整推進対策については、合併時に調整する。</p> <p>4 農振農用区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>5 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。</p>	<p>さぬき市</p> <p>1 農林水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。ただし、農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農地流動化推進助成事業については、新市において実施する。</p> <p>2 農林水産関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 漁業協同組合については、新市との一体性を保つために、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努めるものとする。 転作関係団体及び農業経営者団体については現行のとおりとし、組織を新市に引き継ぐものとする。ただし、将来の統合に向けて検討ができるよう指導する。 土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。 農林水産業施策の推進を図るための協議会等の組織については、新市において新たに設置する。</p> <p>3 農振農用区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>4 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当該事業の促進体制(組織等)については、新市において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新市で調整し新たに作成する。</p> <p>5 生産調整(転作)については、新市において調整する。</p> <p>6 林道・漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 林地開発については、合併時に調整する。</p> <p>8 省略</p>	<p>あさぎり町</p> <p>農業関係事業の取扱いについて</p> <p>1 農業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 農業協同組合の統合については、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。 上村ふるさと振興社は、新町に引き継ぎ、アグリサービス岡原は、組織の事情を勘案し調整及び育成に努める。 中球磨地区農業振興連絡協議会は、JAとの調整を図りながら新町において新たに設置する。 中球磨農業者年金受給者協議会及び岡原村農業者年金受給者協議会については、関係団体との協議により新町において調整する。 その他農業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。</p> <p>2 農業関係基金及び貸付金については、次のとおり取扱うものとする。 水田農業確立対策事業基金及び家畜導入事業資金供給事業等基金については、合併までに関係町村で廃止する。 中山間地域活性化推進基金については、上村の例により新町に引き継ぐ。 上村土地改良区への貸付金制度は、所期の目的を達成したときに関係町村で廃止し、深田村畜産振興会への貸付金制度は、合併までに関係町村で廃止する。</p> <p>3 農業振興地域整備計画及び事業関連計画書については、当面現行のとおりとし、新町において作成する計画に基づき調整する。</p> <p>4 水田農業経営確立対策については、次のとおり取扱うものとする。 事業の推進については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう調整する。 事業推進に係る助成金については、事業推進上必要とされる場合は、合併時に助成制度を新たに設ける。</p> <p>5 各種イベント及び都市交流については、イベント等の持つ意味や周囲に与えている影響等を考慮し、新町において調整する。</p> <p>6 農業関係事業(政策補助金)の取扱いについて</p>	<p>調整理由・課題</p>	
		<p>あさぎり町</p> <p>1から 林業水産関係事業の取扱いについて 林務関係事業については新町において決定する継続事業については新町に引き継ぐ。 中球磨森林組合については諸般の事情を勘案しながら現行のとおり新町に引き継ぐ。 林業構造改善事業補助金については、上村の例による。 林業振興補助金については、上村、深田村の例による。 林道、治山工事受益者分担金及び林業構造改善事業分収林設置事業分担保金については、上村の例による。 省略</p>	<p>国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。 単独事業については、合併時に調整する。ただし、農業振興補助金交付規則及び要項については、上村の例により整理統合できる補助金は統合する方向で調整する。 1へ</p>	

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目		
現		況		調整理由・課題
南アルプス市	東かがわ市	かほく市		
<p>1 農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調整する。 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることで、新市施行後、新たな基準を検討する。 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。</p> <p>2 農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整する。</p>	<p>1 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 2 農業振興地域整備促進協議会は、新町において新たに設置する。 3 農業経営基盤強化促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)については、新町において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新町で調整し新たに作成する。 4 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農地流動化推進事業については、引田町の例により実施する。 5 中山間地域等支払制度は、新町において引き続き実施する。 6 香川用水については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 7 生産調整(転作)の面積配分及び加工米については、新町において調整する。 8 生産調整推進協議会は、新町において新たに設置する。 9 生産調整推進基本計画は、新町において作成する。 10 生産調整は、新町において調整する。 11 生産調整単独助成事業は、事業廃止を前提に新町において調整する。 12 農業関係団体については、現行のとおりとし、組織を新町に引き継ぐ。 13 林務関係事業は、新町において引き続き実施する。 14 単県造林事業については、白鳥町の例により新町において調整する。無立木地等緊急造成事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 15 林務関係団体補助については、合併時に調整する。 16 林道は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 17 林地開発は、新町において速やかに制度化を図る。 18 畜産振興補助事業は、新町において引き続き実施する。 19 有害鳥獣駆除関係は、白鳥町の例により新町において調整する。 20 土地改良事業については、新町において引き続き実施する。 21 土地改良補助制度の継続事業は、現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業は、事業採択時に新町において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により新町において調整する。 22 継続して行う土地改良事業の受益者負担割合については、現行の負担率で新町に引き継ぐ。新規事業は、事業採択時に新町において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により新町において調整する。 2へ</p>	<p>1 農業振興計画等については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 2 農業経営基盤強化促進事業については、宇ノ気町の例による。 3 農業近代化資金利子補給事業については、高松町の例による。 4 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 5 標準小作料については、新市において調整する。ただし、新市の標準小作料ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 6 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 7 農林関係事業負担率については、合併時に調整する。 8 生産調整については、合併後新市において調整する。 9 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 10 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。ただし新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 11 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 12 有害鳥獣駆除については、新市において調整する。 13 松くい虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独事業については、合併時に調整する。 14 アメリカシロヒトリ駆除については、合併時に調整する。 15 畜産施設環境改善事業については、宇ノ気町の例による。</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市</p> <p>2から 23 農道は現行のとおり新町に引き継ぐ。 24 町単独補助事業は、合併時に廃止し、新町において検討する。 以下省略</p>		